

登録規程

宮崎市バドミントン協会

(目 的)

第1条 この規程は宮崎市バドミントン協会「会則」第5条第2項に基づき会員の登録に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(登録者の種類)

- 第2条 登録者の種類は一般登録者及び学生登録者とする。
- 2 高校生以下の学生や幼児については、学生登録者とする。
 - 3 上記2以外の者は一般登録者とする。

(登録者の資格)

第3条 登録者の資格は反社会的勢力に属さない者かつ協会の目的に賛同する者とする。

(登録の方法)

- 第4条 この「協会」の会員になろうとする者は登録書「様式第1号」に必要事項を記入し、登録料を添えて登録するものとする。
- 2 登録書を未提出の者でも、登録料を支払い済の者は、登録者とみなす。

(登録料)

- 第5条 登録料の額は次に定めるとおりとする。
- (1) 一般登録者
1個人 1000円
 - (2) 学生登録者
1個人 400円

(登録の完了)

第6条 登録は登録料がこの「協会」の銀行口座に振り込まれた時に完了するものとする。

(効 力)

- 第7条 登録は当該登録に係る会計年度に限り効力を有するものとする。
- 2 登録は毎年度登録するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるものの他、登録に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 昭和51年5月15日から施行
- 2 平成8年11月15日一部改正
* 第3条の改正
- 3 平成12年4月一部改正
* 第3条の改正
- 4 平成20年3月22日一部改正
* 第2条、第3条及び第8条第2項の追加
- 5 令和7年5月8日一部改正